株式会社アズ企画設計　定款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社アズ企画設計と称し、英文では Azplanning Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　不動産の保有、売買、賃貸、仲介及び管理業

（２）　不動産の有効活用に関する調査・企画業

（３）　コンテナ・トランクルームの賃貸、管理及びそれらの仲介

（４）　時間貸駐車場･月極駐車場の経営及び管理

（５）　シェアオフィス・貸し会議室の経営及び管理

（６）　土木建築工事業、内装工事業

（７）　建築物の設計、施工及び監理

（８）　ホテル、旅館、飲食店、レストラン及び喫茶店の経営及び管理

（９）　国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

(10)　住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業

(11)　不動産特定共同事業法に基づく事業

(12)　損害保険代理業

(13)　再生可能エネルギーによる発電及び電力サービスに関する事業

(14)　有料職業紹介事業

(15)　労働者派遣事業

(16)　M&A の仲介及び助言業務

(17)　第二種金融商品取引業

(18)　前各号に関するコンサルタント業務及び経営コンサルタント業務

(19)　前各号に附帯関連する一切の業務

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を埼玉県川口市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会

（２）　監査役

（３）　監査役会

（４）　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、320 万株とする。

（自己株式の取得）

第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 12 条　当会社は、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、

その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株主総会

（株主総会の招集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合は、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第 19 条　当会社の取締役は 7 名以内とする。

（選任方法）

第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を定め、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 27 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 29 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は，法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第 31 条　当会社の監査役は３名以内とする。

（選任方法）

第 32 条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 33 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 34 条　常勤監査役は、監査役会の決議によって選定する。

（監査役会の招集通知）

第 35 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 36 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 37 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 38 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 39 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 40 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第 41 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第 42 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再選されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第 43 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（事業年度）

第 44 条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 45 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 46 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年２月末日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年８月 31 日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第 47 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　剰余金の配当には利息をつけない。

（附　　則）

1　平成 元年 4 月 26 日　制定
2　平成 5 年 5 月 25 日　改定
3　平成 7 年 11 月 29 日　改定
4　平成 8 年 2 月 12 日　改定
5　平成 9 年 2 月 24 日　改定
6　平成 14 年 2 月 1 日　改定
7　平成 17 年 2 月 9 日　改定
8　平成 19 年 5 月 28 日　改定
9　平成 21 年 5 月 25 日　改定
10　平成 23 年 5 月 23 日　改定
11　平成 25 年 7 月 26 日　改定
12　平成 26 年 5 月 26 日　改定
13　平成 27 年 5 月 26 日　改定
14　平成 28 年 5 月 24 日　改定
15　平成 29 年 5 月 30 日　改定
16　平成 29 年 11 月 1 日　改定
17　令和 元年 5 月 30 日　改定
18　令和 2 年 5 月 28 日　改定